

第4回 雲仙市景観審議会議事録

日 時 平成30年8月9日（木）14時00分～16時00分
場 所 雲仙市役所 別館3階 会議室1・2

第4回 雲仙市景観審議会議事録

1. 開催日時：平成30年8月9日（木）14時00分～16時00分

2. 開催場所：雲仙市役所別館 3階 会議室1・2

3. 事務局説明

　　雲仙市景観計画について

議題

（1）雲仙市景観審議会会長及び専門部会長の選任について

（2）雲仙市景観計画事業について

　①景観絵画展

　②雲仙ふるさと景観百選フォトコンテスト

4. 出席委員（11名）

　東文雄、町田敏文、中村篤、鈴木晴代、古川鶴、加藤宗俊、大久保正美、
　鮫島和夫、中村靖人、松本敏子、大宅康平

5. 議事内容

　以下のとおり

【1. 開会】

(事務局)

定刻となりましたので、ただいまより第4回雲仙市景観審議会を開会いたします。
それでは、会議次第に沿って進めさせていただきます。

【2. 委嘱状交付】

(事務局)

酒井副市長が雲仙市景観審議会委員の委嘱状交付を行います。

委員の皆様は、名簿順にお名前を読み上げますので、前方へお進みいただき、
委嘱状交付後、自席へ戻りご着席ください。

— 委嘱状交付 —

以上で委嘱状の交付を終わります。

【3. 市長挨拶】

(事務局)

本日、金澤市長が公務のため出席できませんので、雲仙市副市長 酒井利和が、
ご挨拶申し上げます。

— 副市長挨拶 —

(事務局)

大変申し訳ございませんが、酒井副市長は公務の都合により、ここで退席させて
頂きます。

【委員紹介】

(事務局)

今回、委員の任期満了に伴い、6名の委員に新たに就任いただいておりますので、
会議の前に、委員の皆様を改めてご紹介させていただきます。

事務局でお名前を読み上げますので、自席でご起立ください。

— 委員紹介 —

以上で、委員の紹介を終わります。

【4. 事務局説明】

今回、任期満了後、最初の会議であり、新たに委員になられた方も多くいらっしゃ

やいますので、雲仙市景観計画について、改めて説明させていただきます。

— 事務局説明 —

説明は以上でございますが、ご質問等ございませんでしょうか。

(質問なし)

ないようでしたら、事務局説明については、以上とさせていただきます。

【5. 議事】

(事務局)

本来、雲仙市景観条例施行規則第5条第2項の規定により、会長が議長となりますが、今回が任期満了後、最初の審議会でございますので、会長が選任されるまでの間につきましては、事務局で議事の進行をいたします。

それでは、会議の成立について確認いたします。

本日の出席者は、委員14名中11名の出席であり、会議の成立要件は、委員総数の2分の1以上の出席であります。

雲仙市景観条例施行規則第5条第5項の規定により、本審議会が成立していることを報告いたします。

次に、議事録署名人について確認いたします

雲仙市景観審議会では、会議の次第を資料として保存しておくため、議事録を作成し、会長及び議事録署名人1名が署名することしております。

なお、議事録署名人は、原則、委員名簿の順番による議長の指名とさせていただいておりますが、今回は、中村篤委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

(中村委員了承)

それでは、議事1「雲仙市景観審議会会長及び専門部会長の選任について」でございます。

始めに、会長の選任から行います。

雲仙市景観条例施行規則第5条第1項に「会長は、委員の互選によりこれを定める」と規定されておりますが、互選の方法につきましては特段の規定がありません。

事務局提案でございますが、選任方法として立候補による選任としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、会長に立候補される方は、挙手をお願いします。

(中村靖人委員挙手)

立候補がございましたので、委員皆様の承認を取りたいと思います。
中村靖人委員を会長としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」ということでございますので、中村靖人委員に会長をお願いしたい
と思います。

どうぞ、よろしくお願ひいたします。

続きまして、雲仙市景観条例施行規則第5条第3項に、「会長に事故があるとき
又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。」
との規定がございます。

職務代理者について、会長よりご指名をお願いします。

(会長)

前回から委員をされております、鮫島和夫委員にお願いしたいと思います。

(事務局)

鮫島委員、よろしいでしょうか。

(鮫島委員了承)

それでは、雲仙市景観審議会会长に中村靖人委員、職務代理者に鮫島和夫委員が
決定いたしました。

続きまして、専門部会長の選任に移りますが、その前に、専門部会について、担当
から説明させていただきます。

— 事務局説明 —

ただいまの事務局からの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

(「なし」と言う者あり)

ないようでしたら、部会長の選任に移りたいと思います。

部会長につきましては、雲仙市景観条例施行規則第5条第10項に「部会長は、専門部会に属する委員の互選により定める」と規定されておりますが、会長と同様、互選の方法については、特段の規定がございません。

これも事務局提案でございますが、前回の部会長選任で、委員から「学識経験を有する者」として就任いただいております3名の委員で、各部会長をお願いしたいとの意見があり、学識経験者の3名で部会長を分担していただいたという経緯がございます。

今回も同様に学識経験者の3名で、部会長を協議していただくことによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、学識経験者の3名で協議していただいてよろしいでしょうか。

(協議)

決まったようですので、事務局から報告いたします。

総務部会長に鮫島委員、企画部会長に中村委員、審査部会長に松本委員となりました。よろしくお願ひいたします。

会長並びに専門部会長が決定しましたので、代表いたしまして、中村会長にご挨拶をお願いしたいと思います。

(会長挨拶)

ここからの議事進行を中村会長にお願いします。

(会長)

それでは、議事2「雲仙市景観計画事業について」①景観絵画展について、事務局より説明をお願いします。

— 事務局説明 —

ただいま事務局より説明がありましたが、景観絵画展につきましては、今年度の募集は開始しているとのことですので、応募後の展示方法や次年度の実施に向けて、

何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(委 員)

これまでに、長崎県、佐世保市でこのような絵画展の審査をした経験がありまして、「わたしの自慢の風景」というテーマがありますので、描いた場所だけでなく、何が自慢なのかを加えてほしい。

それと、雲仙市にはすばらしい景観がたくさんあると思うので、例えば、石垣や地域の昔からの建物など、こういうものが「景観」という事例を挙げていただいたほうが、より市民の皆様にもわかりやすいと思います。

(事務局)

応募の際、応募票を絵画に貼付してもらうようにしておりますが、現在の応募票には、「描いた場所（タイトル）」のみ記載するようになっております。

次年度以降は、応募票に「描いた風景の自慢できるところ」を記載してもらうようになります。

景観の例示については、募集チラシなどに具体的に写真等で景観を示したほうがよいということでしょうか。

(委 員)

具体的な例示をしてしまうと、先入観になってしまって、例えば、雲仙市で登録されている景観などを例示したほうが、市民の皆様にも、こういう景観があるということを認識していただけると思うので、具体的ではなくても、例示したほうがよいと思います。

(事務局)

どういうかたちで例示するかも含めて、事務局で検討させていただきたいと思います。

(委 員)

昨年度の応募数はどのくらいで、どのような作品が多かったのか。

(事務局)

昨年度は、応募数が70点、内容としては、夕日や山、海といった自然を描いた作品が多くかったと思います。

(委 員)

応募された小学校が限られていたとか、地域的に広く応募されていたといった傾向はどうか。

(事務局)

学校で取り組まれているところもあり、そのようなところは応募数も多く、地域でばらつきはありましたが、市内全域から応募がありました。

(委 員)

応募作品を展示することですが、それ以外の活用はされているのか。

(事務局)

昨年度は、市内3箇所でロビー展示を行い、ホームページへの掲載、本年度の募集チラシへの掲載はしていますが、それ以外の活用はしておりません。

(委 員)

子どもたちも自分が描いた作品が人の目に触れるということは嬉しいことだと思うので、予算の都合もあると思いますが、広報紙への掲載やカレンダーの作成なども検討してほしい。

(事務局)

提案のあった広報紙への掲載なども含めて、どのような活用ができるか検討させていただきたいと思います。

(委 員)

昨年度の傾向として、公園のブランコなど、広い風景ではなく、一部を描いた作品が多かったように思う。

(事務局)

事務局としては、特にこのような景観を描いてほしいということではなく、子どもたちが自由に描いたものも一つの景観だと考えています。

先ほど、募集の際に例示したほうがよいという意見もありましたので、誘導するのではなく、こういう景観もありますという例示は検討したいと思います。

(委 員)

以前、コンクールの審査の手伝いをした経験がありますが、例えば、消防車を描く場合でも、タイヤだけを大きく描く子もいる。それがいいという審査員もいるので、景観の捉え方はいろいろだと思います。

(会 長)

他になければ、次に、②雲仙ふるさと景観百選フォトコンテストについて、事務局より説明をお願いします。

— 事務局説明 —

ただいま事務局より説明がありましたが、募集要領について意見を求めるたいと思います。何かございませんでしょうか。

(委 員)

昨年度の応募者数が 13 名だったということですが、応募資格が「雲仙市内に住所を有する者、又は雲仙市内に勤務地を有する者」となっているのは、市民の目線から見た景観を募集するということで、市内に限定しているのか。

(事務局)

本事業の目的として、まずは市民の皆様に雲仙市の景観のすばらしさといったものを再発見、再認識してもらうという目的がありますので、市内に限定した募集としました。

ただ、昨年度の応募数が 37 点と少なかったこともありますので、応募資格につきましても、委員皆様から意見をいただきたいと考えております。

(委 員)

例えば、雲仙市出身の方も全国にいると思うので、「ふるさと」ということであれば、帰省した際に撮影することもできる。広く雲仙市を周知したいということであれば、雲仙市に住んでいない方に新たな魅力を発掘してもらうことができるとと思うし、この機会に雲仙市に訪れるることもできるので、広く門戸を広げてもいいのではないかと思う。

(事務局)

応募資格については、事務局でも苦慮しているところであり、応募者数を増やすためには、例えば、全国から募集するとか、県内であれば可なども考えられますので、他の委員のご意見も伺いたいと思います。

(委 員)

雲仙市には写真愛好会のような団体はないのか。

昨年度応募された 13 名は、そのような団体に加入されている方なのか。

(事務局)

応募は個人での応募ですので、応募者がそのような団体に加入されているのかは把握していません。

しかし、募集の際に、教育委員会に協力していただき、文化協会に加入されてい

る方や市の美術展に応募されている方にも案内をしています。

(委 員)

この事業の趣旨としては、市民の方に自分たちのふるさとの景観を再認識してもらうことが目的だと思うので、募集範囲を広げるのではなく、気軽に応募できるような部門を設けるなどの方法を検討してはどうか。

(委 員)

この事業は、自分たちのふるさとを再発見、再認識してもらうための啓蒙が目的で始まったと認識している。募集範囲を広げることで、応募数は増え、雲仙市を訪れる方も増えるとは思いますが、本来の目的と応募数を増やすことのどちらを選択するのかということになると思う。

もう一つは、もっと簡単に参加できる方法を考えてもよいのではないかということ。募集要領では、写真を印刷して応募することになっていますが、今は、インスタグラムなど、手軽に撮影して投稿できる。例えば、スマートフォンなどで撮影した写真データを送信することで応募してもらうなど、若い人たちも簡単に応募できる方法を考えたほうがよいと思います。

それと、18歳未満は応募できないという規制がかかっているが、啓蒙ということであれば、小学生であろうが幼稚園児であろうが自由に参加できるようにすることで、市民の方が興味を持つのではないか。

(会 長)

募集要領に「18歳未満は、保護者の了承を得ることとし…」と記載されていますが、応募はできる。

(委 員)

「18歳未満は」という規制がかかっていることが理解できない。

若い人たちにこそ、積極的に参加してもらいたい。

写真を撮影して、印刷して、応募するという手間と費用がかかる方法ではなく、スマートフォンで撮影した写真を送信するだけなら費用もかからない。そのような参加しやすい方法を考えるべきだと思います。

人々、この事業は、芸術性などではなく、身近な景観を撮影して応募してもらうというのが目的だったのではないか。

もう少し柔軟な方法を考えるべきだと思う。

(会 長)

この事業は、雲仙市の景観百選を選定する事業ですので、芸術性よりも、撮影された景観を見てみたい、行ってみたいと思わせることが目的だと思います。

(委 員)

昨年度の応募作品は、自然の風景を撮影した作品がほとんどでした。お祭りや何かを作っている姿を撮影した作品があってもよい。

スナップ写真のようなものもあつたら面白いと思うし、最終的に景観百選としてまとめるときに、プロに撮りなおしてもらうという方法もあるので、中学生以上くらいなら撮影できると思う。18歳未満という基準は必要ないと思う。

(委 員)

私も詳しい内容は知らなかつたので、自治会回覧など、PRする方法は検討する必要があると思います。

市外の方も対象とするという方法もあると思いますが、まずは市民の目で、市民だからこそわかるような景色を撮ってもらいたいと思うので、市民の皆様にもっと詳しい内容を周知する方法を考えた方がよいと思う。

(事務局)

周知方法としては、昨年度、広報紙、ホームページへの掲載、防災行政無線での放送を行いましたが、今年度はそれに加えて、新聞やケーブルテレビへの協力をお願いしようと考えています。

記者投げ込み以外の周知方法についても、事務局で検討させていただきたいと思います。

18歳未満に関する記載については、未成年の応募で、入賞した場合には賞金もありますので、保護者の同意を得ることを条件としておりますが、応募自体はできます。

応募資格についての委員の皆様の意見としては、広く募集範囲を広げることで応募数を増やすという意見と昨年同様、市内に範囲を絞った中で、周知方法を工夫するという意見があったかと思います。事務局としましては、まだ2年目ということでもあるので、昨年度、周知が足りなかつたという部分もあると思うので、今年度は昨年同様、市内に絞った募集をさせていただいて、それでも応募数が伸びないとことであれば、次年度以降に応募資格を広げる、また、印刷された作品でなくとも応募できるような部門を設けるなどの方法を検討させていただきたいと思います。

(会 長)

事務局から説明がありましたように、今年度は実施要領案のとおり、市内に絞つた応募資格としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委 員)

昨年度は1年目ということもあり、応募が少なかったと思うので、周知方法にアイデアを出していただいて、3回、5回と続けていく中で、どうしても応募数が伸びないということであれば、その時点で改めて内容を検討すればよいと思います。

18歳未満の保護者の同意については、賞金等の問題があるのであれば、賞金ではなく賞品にするなどの工夫をすればよいのではないか。

(事務局)

18歳未満については、図書カードなどの賞品としたいと思います。

(会 長)

それでは、フォトコンテストについては、基本的に実施要領案のとおり実施することとして、事務局で周知方法などを再度検討してもらうということにしたいと思います。

議事2についての質疑は以上といたします。

【6. その他】

(会 長)

続きまして、次第6 その他でございます。

事務局より説明をお願いいたします。

一 事務局説明 一

事務局からの連絡事項は以上のですが、委員皆様から、その他何かありますでしょうか。

(委 員)

審議会として、景観に対する検討をしていくことと思うが、今残っている景観を守っていくことも大切であるが、道路や砂防ダムを造る際の指導もするのか。

(事務局)

公共事業も建物などを建てる場合と同様に、一定規模以上の工事を行う場合は、事前に協議を行うことになっており、その工事内容によって、材料や色彩といった協議を行うことになっています。

(委 員)

景観計画の中で、景観まちづくりの方針があるが、具体的に保全、活用や景観を阻害している要素の改善などに審議会として取り組んでいくのか。

(事務局)

景観計画にそれぞれの方針の内容は記載しておりますが、景観計画の運用につきましても、重点区域の指定やガイドラインの作成など、今後、総務部会を中心に審議会で協議をしていく予定です。

(会長)

他にないようでしたら、以上で本日予定しておりました会議は、すべて終了いたしました。

議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

【7. 閉会】

(事務局)

中村会長、議事進行、ありがとうございました。

最後に、次第7 閉会でございます。

閉会の挨拶を、松橋建設部長が申し上げます。

— 部長挨拶 —

(事務局)

これで、会議を終了いたします。

以上